○文部科学省令第二十六号

文部科学省設置法（平成十一年法律第九十六号）及び文部科学省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）を実施するため、文部科学省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年九月三十日

文部科学大臣　阿部　俊子

文部科学省組織規則の一部を改正する省令

文部科学省組織規則（平成十三年文部科学省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
［条を削る。］	（教員免許・研修企画室及び教員養成企画専門官） **第十六条**　教育人材政策課に、教員免許・研修企画室及び教員養成企画専門官一人を置く。 2　教員免許・研修企画室は、教育職員の免許及び研修に関する事務をつかさどる。 3　教員免許・研修企画室に、室長並びに教員育成指標専門官及び教員研修推進専門官それぞれ一人を置く。 4　教員育成指標専門官は、教育職員の経験及び適性に応じて育成すべき能力に関する指標に係る専門的事項についての企画及び立案並びに調査、指導及び助言に当たる。 5　教員研修推進専門官は、教育職員の研修等に関する記録及び資質の向上に関する指導助言等に関する専門的事項についての調査、指導及び助言に当たる。 6　教員養成企画専門官は、大学における教育職員の養成のための教育の振興に関する専門的事項についての企画及び立案並びに指導及び助言に当たる。 **第十七条**　［同上］
（企画官、健康教育調査官、食育調査官、学校保健対策専門官及び学校給食調査官） **第十七条**　健康教育・食育課に、企画官一人、健康教育調査官二人並びに食育調査官、学校保健対策専門官及び学校給食調査官それぞれ一人を置く。 2　企画官は、命を受けて、健康教育・食育課の所掌事務に係る重要事項についての企画及び立案に参画する。 3　健康教育調査官は、命を受けて、文部科学省の所掌事務に係る健康教育に関する調査に当たる。 4　食育調査官は、学校における食育の推進に関する専門的事項についての調査、指導及び助言に当たる。 5　学校保健対策専門官は、学校保健に関する専門的事項についての調査、指導及び助言（スポーツ庁の所掌に属するものを除く。）に当たる。 6　学校給食調査官は、学校給食用物資の確保、学校給食の安全衛生の向上、学校給食指導の充実その他の学校給食の普及充実に関する調査、指導及び助言に当たる。 （専修学校教育振興室） **第十八条**　［略］ 2　専修学校教育振興室は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　専修学校及び各種学校における教育の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること（初等中等教育局及び高等教育局並びに健康教育・食育課及び男女共同参画共生社会学習・安全課の所掌に属するものを除く。）。	［条を加える。］ （専修学校教育振興室） **第十八条**　［同上］ 2　専修学校教育振興室は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　専修学校及び各種学校における教育の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること（初等中等教育局及び高等教育局並びに男女共同参画共生社会学習・安全課の所掌に属するものを除く。）。